

# 米国の施策概要

## ■ 施策枠組

総合計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>国家リサイクル戦略（詳細①）</b></li> <li>● <b>持続可能な物質管理プログラム（詳細②）</b></li> </ul>
基本法制度 拡大生産者責任 (EPR)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>海洋ごみ抑制・回収法（詳細③）</b></li> <li>● <b>Save Our Seas 2.0 法（詳細④）</b></li> <li>● 水質浄化法</li> <li>● 資源保全・回収法(RCRA)</li> </ul>
資源循環	
リデュース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>レジ袋や特定プラ製容器の使用禁止・有料化が州・市レベルで法制化(詳細⑤)</b></li> </ul>
リユース リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 州のボトル法 (強制デポジット)</li> <li>● 製品への再生プラ利用(州規制)</li> </ul>
マイクロビーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>マイクロビーズを含む化粧品の製造・販売を禁止(Microbead-Free Waters Act of 2015)（詳細⑥）</b></li> </ul>
代替素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生分解性、堆肥可能素材の表示基準を厳格化 (連邦取引委員会 Green guides 2012)</li> </ul>
公共調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グリーン調達プログラム (EPP) における電子製品の評価基準に再生プラ比率の記載を要求</li> </ul>

## ■ 適正処理

廃棄物処理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市ごみの十分な回収処理インフラとマーケットを開発 (SMMの容器包装に関する戦略計画)</li> </ul>
流出防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>NOAA海洋ごみプログラム（詳細⑦）</b></li> <li>● 沿岸警備隊プログラムによるMARPOL条約の遵守</li> </ul>
ごみ回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海洋ごみを17,000トン以上回収(海洋ごみプログラム)</li> <li>● <b>陸上起源の海洋ごみ対策 (Trash Free Waters)（詳細⑧）</b></li> </ul>

## ■ 横断的取組

技術開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海洋ごみ関連の技術報告書など (海洋ごみプログラム)</li> </ul>
普及啓発 官民協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>清掃活動(Trash Free Waters)（詳細⑧）</b></li> <li>● <b>RCRA自主的プログラム（詳細⑨）</b></li> </ul>
科学的知見の蓄積	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海岸状況アセスメント2010</li> </ul>
国際協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カルタヘナ条約、米・加・墨の環境協力委員会、米国際開発庁(USAID)のリサイクル支援や開発信用保証等</li> </ul>

# ①米国：国家リサイクル戦略

米国における都市ごみのリサイクルシステムをより強力で、伸縮性があり、費用効果的なものにするために、3つの対策の柱とすべてのステークホルダーが取るべき行動を定めたもの。

策定年・期間

2021年11月15日に発表。

目標等

2030年までにリサイクル率を50%にする。

対策

## **1. リサイクルするごみの汚染の削減**

- リサイクルの価値と適切なリサイクル方法に関する教育と消費者の意識啓発の強化
- 国・州・地方自治体レベルで、リサイクルプログラム及び施策に関する情報の調整、入手可能性、アクセスの向上

## **2. リサイクル処理効率の向上**

- 利用可能なリサイクルインフラとニーズに対する理解、利用可能な資金源とインセンティブに対する意識の向上
- 新たな技術及びプロセスの研究開発への資金提供、新製品の設計における分別プロセスの考慮
- 国家リサイクルシステムの定義、施策、ターゲット、パフォーマンス指標の設定と実行

## **3. 市場の改善**

- 関係者とのワークショップ・対話を通じた、再生材の市場開拓の促進、リサイクルシステムの課題への解決策の特定
- 意思決定者のための、環境便益等を考慮した異なる種類のエンドマーケットの分析
- 発生しているリサイクル可能物及びメーカーが必要とする材料に関するデータの利用可能性と透明性の向上
- 市場が未熟な素材に焦点をあてた、施策、プログラム、イニシアティブ、インセンティブによる再生素材の需要の増大

## ②米国：持続可能な物質管理プログラム（SMM）



RCRAに基づき、物質のライフサイクル全体を通じて持続的な使用を推進するSustainable Material Management（SMM）プログラムの戦略計画を策定。容器包装が優先分野の一つ。

### 策定年・期間

- 策定2015年、計画期間2017年～2022年

### 目標等

容器包装に関する2022年までの達成目標：

- 1人当たり、1世帯当たりの資源化できる容器包装ごみの年間平均回収量の増加
- 回収及び処理されて2次原料市場に利用できる容器包装ごみの良品率（品質）の向上
- 容器包装の回収へのアクセスや参加の増大

### 対策

- 官民パートナーシップ：官民が施策・慣行・インセンティブ、測定体系や基準・ベンチマークの調整、二次原料市場と最終利用者の透明性の確保において協働する。
- 政府機関の横断的な連携：EPAはその他連邦機関と連携し、容器包装関連の施策・プログラム・研究・新素材の開発について調整・統一を図る。
- 容器包装の研究・データ・測定：容器包装リサイクルの情報収集や資源フローの研究・取組を拡大・強化、環境影響を特定するライフサイクル分析手法とツールの適用、材料生産・LCA・廃棄/リサイクル慣行の情報を活用し、回収された容器包装の資源フローを最適化するSMM施策の採用。

### ③米国：海洋ごみ抑制・回収法

海洋ごみによる米国経済、海洋環境、航海安全への悪影響に対応するため、その発生源の特定・評価及び海洋ごみの抑制・削減・除去を定める。

#### 開始年・期間

- 2006年制定（2020年改正）

#### 対象

プラスチックを含む海洋ごみ全般

#### 内容

- NOAA（海洋大気庁）海洋ごみ抑制・除去プログラムの設置、NOAAによる海洋ごみのマッピング・特定・影響評価・防止及び除去の実施及び逸失・放棄漁具の削減・防止活動の改善
- 8つの省庁が連携する海洋漂流物関係省庁連絡会議(IMDCC)の設置
- NOAA、USCG(米国沿岸警備隊)、IMDCCによる海洋ごみの定義
- 深刻な海洋ごみ事象（津波、洪水、地滑り、台風等の自然災害による大量の海洋ごみ）を定義し、NOAAの海洋ごみ抑制・除去プログラムに位置づけ
- 将来の貿易協定における海洋ごみ対策への協力を米国通商代表部に奨励
- USCGによるマルポール条約に関連する第4次沿岸警備隊プログラムを設置

#### 実績

州・地域レベルの10の海洋ごみ行動計画を策定、地方機関向けの深刻な海洋ごみに関する緊急対策の手引書を策定、海洋ごみの撤去、防止及び研究活動に2,000万ドル以上を拠出

# ④米国：Save Our Seas 2.0法<1>

「海洋ごみ抑制・回収法」を一部改正し、調査・研究や補助金事業を通じた国内の海洋ごみ対策・インフラの強化や、国際フォーラムを通じた国際的なプラスチックごみの削減・流出防止の推進を掲げる。

## 開始年・期間

- 2020年12月制定

## 対象

プラスチックを含む海洋ごみ全般

## 内容

### 1. 国内の海洋ごみ対策

- **「海洋ごみ抑制・回収法」の一部改正**：海洋ごみの発生源の特定・評価・抑制・削減・除去に関するイノベーションの増進や経済・海洋環境・航行の安全に与える影響への対処等に関する規定を追加。
- **財団の設置**：海洋大気庁(NOAA)が行う海洋ごみプログラムのための民間寄付の受付及び管理、NOAAが行う海洋ごみの評価・抑制・削減・除去活動の補完、州・地方政府の関連活動への参加・支援、イノベーションに対する懸賞制度の運営、その他連邦政府の海洋ごみ削減活動の支援を目的とした海洋ごみ財団を設置。
- **イノベーションに対する懸賞制度の創設**：プラスチックごみの抑制又は除去に貢献するイノベーション（容器素材・デザイン、海洋ごみ特定・モニタリング・除去、固形廃棄物回収・処理・分別・リサイクル・再使用、容器削減戦略に関するもの）の提案に対する懸賞制度を創設。
- **研究・パイロット事業・報告書**：プラスチックごみの製品への活用方法・マイクロファイバー汚染・逸失漁具の発生源及び影響に関する報告書の作成、プラスチック汚染データ・循環ポリマーの認証制度・遺棄船リサイクルに関する研究の実施、漁業者によるプラスチックごみの回収処分インセンティブ等に関するパイロット事業の実施。

### 2. 強化された世界的な海洋ごみ対策への関与

- **国際協力・援助・フォーラム**：国際的な協力・援助・フォーラムを通じた、使用済み材料の管理向上やプラスチックごみの排除・削減事業等を実施。
- **新たな国際協定の交渉**：法制定後1年以内に、陸域由来の海洋ごみや遺棄された漁具の削減に向けた新たな国際協定の交渉又は新たな国際フォーラムの構築の可能性についての評価を実施。交渉にあたっては、陸域由来のプラスチックごみや固形廃棄物の影響の考慮・協定がそれらの削減に関する取組を強化することの確保を重視。

### 3. 海洋ごみの発生抑制のための国内インフラの強化

- 使用済み材料管理及び水域管理の戦略の策定、プラスチックごみのインフラへの利用・食料供給及び飲料水へのマイクロプラスチックの影響・リサイクル可能な素材の収集の増進の障壁除去・リサイクルプラスチックの市場開拓・新たなプラスチック廃棄物発生最小化に関する研究の実施。

## ④米国：Save Our Seas 2.0法 <2>

「海洋ごみ抑制・回収法」を一部改正し、調査・研究や補助金事業を通じた国内の海洋ごみ対策・インフラの強化や、国際フォーラムを通じた国際的なプラスチックごみの削減・流出防止の推進を掲げる。

### 実績

同法に基づき2021年12月1日に米国政府に提出された報告書には、以下のような報告があった。

- 2019年のプラスチック生産量は世界で3億6,800万トンであり、そのうち北米地域での生産量が7,000万トンを占めている。
- 2016年の米国のプラスチック廃棄物量は約4,200万トンであり、これは3位の中国（約2,200万トン）の約2倍で、EU加盟国すべてを合わせた量（約3,000万トン）をも上回る量であった。
- 米国1人当たりの年間プラスチック廃棄物排出量は130 kgで、世界で最も廃棄する国である。

## ⑤米国：プラスチック袋有料化・提供禁止（代表例）

ワシントンDC、シアトル市及びカリフォルニア州で小売店を対象とした使い捨てプラ袋の有料化又は提供禁止を法制化。適用除外、代替袋の認証義務、及び違反した場合の罰金も規定。

開始年・期間 2010年1月施行(ワシントンDC)、2012年7月施行(シアトル)、2016年11月施行(CA)

### 適用除外

- ワシントンDC：再生利用が可能な袋等の他、次に入れるもの（野菜・果物・ナッツ・穀物・キャンディーなどのばら積みのもの、冷凍食品・肉・魚、花・鉢植え・その他湿気が懸念されるもの、小型のパン製品、処方薬、新聞、釘・ねじ等の金物類、飲食店での飲みかけのワイン、廃棄物、ドライクリーニング
- シアトル：次に入れるもの（ばら売りのもの、生鮮・冷凍食品）、次の用途で使うもの（花の保護、飲食店でのテイクアウト、ドライクリーニング、新聞配達）、再利用可能な袋、認証済み堆肥化可能プラ袋
- CA：飲食店及び次に入れるもの（ばら売り食品、処方薬、ハンガーにかけられた衣類）、他

### 内容

- CA:小売店での使い捨てプラ袋の使用禁止。再利用可能袋(認証要)は1枚10セント以上の徴収で提供可、違反した場合は地方自治体が罰金を科すことが可能。
- シアトル：小売店での使い捨てプラ袋の配布禁止、違反した場合は罰金。
- ワシントンDC：食品・アルコール販売店での使い捨てプラ袋の有料化(5セント/枚)、違反した場合は罰金

### 実績

施行6ヶ月でプラ袋使用量85%削減(CA), 小売店の遵守率85%・テイクアウト用の袋の使用量が増加(シアトル)

# ⑤ 米国：プラスチック製品の使用禁止（代表例）

シアトル市、ワシントンDC、ニューヨーク市は使い捨て発泡スチロール食品容器及び特定のプラ製容器の使用を禁止。ワシントンDCは有償・無償問わず飲食を提供する全ての企業・団体まで対象を拡大。

開始年・期間 2009年(シアトル市)、2016年(ワシントンDC)、2019年(ニューヨーク市)

## 対象

- シアトル:発泡プラ食品容器(2009年～)、再生・堆肥不可能な使い捨て容器(2010年～)、プラ製ストロー・マドラー・カトラリー類(2018年～)。対象外は、再生・堆肥可能な袋、消費者に提供する時点で既に食品が包装されている場合
- ワシントンDC:使い捨て発泡プラ食品容器(皿・カップなど)(2016年～)、プラ製カトラリーなど(2017年～)、プラ製ストロー・マドラー(2018年～)。対象外は卵パック、鮮魚・生肉用の容器、自宅用に購入など
- NY:持ち帰り用の発泡プラ食品容器(皿・カップなど)。対象外は、堆肥可能素材の容器、消費者に提供する時点で既に食品が包装、鮮魚・生肉などの保存用容器、船舶輸送用の緩衝材、免除を認められた小規模業者など

## 内容

- シアトル：小売店・飲食店等での発泡プラ食品容器、特定プラ製品、再生・堆肥不可能な容器の使用禁止
- ワシントンDC：飲食を有償又は無償で提供する全ての企業・団体(飲食店、食料品店、学校、教会、NGOなど)は使い捨て発泡プラ食品容器及び特定プラ製品の使用禁止、堆肥可能・再利用可能な素材の使用義務
- NY：小売店・飲食店等での持ち帰り用の発泡プラ食品容器の販売、配布、所有の禁止。製造業者、流通業者、小売店による発泡プラ製ピーナッツ型緩衝材の販売又は提供を禁止。違反した場合罰金。

## 実績

具体的な情報なし



# ⑤ 米国：プラスチック飲料ボトルの販売禁止

マサチューセッツ州コンコード市とカリフォルニア州サンフランシスコ市はPETボトルのミネラルウォーターの販売を禁止。ニューヨーク市は市営施設に限り、使い捨てボトル飲料の全ての販売を禁止にする法案を提出。

## 開始年・期間

2013年1月施行(コンコード)、2014年(サンフランシスコ)、2021年1月を目標 (NY)

## 対象

- コンコード市：1 L以下のPETボトルのミネラルウォーター（炭酸・味付きを除く）
- サンフランシスコ市：21オンス(約621ml) 以下のプラスチックボトルのミネラルウォーター（炭酸・味付きを除く）
- NY市：2つの法案を提出中 ■ 市営砂浜・公園での全ての使い捨てプラボトル飲料（ミネラルウォーター・炭酸飲料を含む） ■ 市有地(道路・公園など)での使い捨てプラボトルのミネラルウォーター

## 内容

- コンコード市：PETボトルのミネラルウォーターを販売することを禁止。イベント、フェスティバルでの販売も対象。違反の場合は警告文書・罰金。フォローアップ施策として公共の給水場や水のみ場を増築
- サンフランシスコ市：公共の場所・施設（道路、公園、役所など）での販売禁止(2014年から)、サンフランシスコ国際空港におけるレストラン・自動販売機などでの販売禁止(2019年8月20日から)
- NY市： ■ 市営砂浜・公園での営利目的による使い捨てボトルの販売・提供を禁止。但し、運動競技イベントやイベント参加者の健康リスクがある場合にはこの限りではない。 ■ 市有地(道路・公園など)で営業する者（カフェ・ワゴンなど）による、並びに市の給水にアクセスできる大規模イベントでのプラボトルのミネラルウォーターの販売を禁止など。

## 実績

コンコード市では目立った効果がないとの見解。近隣地域で購入してしまうのが原因ではないかと推測(2016年7月)

## ⑥米国：Microbead-Free Waters Act of 2015

水道水へのマイクロビーズ混入の懸念に対処するため、米国全域において、プラスチック製のマイクロビーズを含む洗顔用品、洗体用化粧品の製造・販売を禁止

開始年・期間 2015年12月28日制定(Federal Food, Drug, and Cosmetic Actを改正)

### 対象

- 人体又はその一部を剥離又はクレンジング（洗浄）するために使用するマイクロビーズ（5 mm以下の固体プラスチック粒子）を含むリンスオフ化粧品（練り歯磨きも含まれる）

※消臭剤、ローション、又はその他の非クレンジング化粧品。製品洗浄、医療用途から石油・ガスの探査までの幅広い用途の非化粧品などは含まれておらず、対象外の幅が広いとの指摘もある。

### 内容

- 2017年7月1日より製造を禁止、2018年7月1日より州際通商への導入又は導入のための引渡しを禁止
- 非処方薬(市販薬)であるリンスオフ化粧品の製造は2018年7月1日から、販売は2019年7月1日より禁止

### 参考

本法律に先行して7州（CA, CO, IL, IN, ME, MD, NJ）がマイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造・販売を州法で禁止。コネチカット州も2017年12月31日から製造を、2018年12月31日から販売を禁止。

# ⑦米国：NOAAの海洋ごみプログラム

海洋ごみ抑制・回収法に基づき、海洋ごみによる悪影響を調査し、抑制に取り組む。戦略計画(FY2021－2025)を策定し、海洋ごみ関連プロジェクトを支援する。また、10の州又は地域レベルの行動計画を策定している。

開始年・期間 2006年開始、戦略計画期間：2016-2020, 2021-2025

## 対象

- 海洋ごみプログラムの助成対象：海洋ごみの研究・規制に影響を与える州※や地元政府、又は部族政府、及び海洋ごみの専門知識を持つ教育機関、NGO又は商業団体。

※海上又は5大湖の境界内における海洋ごみの影響を受ける米国の州、コロンビア特別区、アメリカ領サモア、グアム、北マリアナ諸島、プエルトリコ、バージン諸島、及び海上境界内における海洋ごみの影響を受ける、米国のその他の領土又は所有物、並びに米国自由連合。

## 内容

- 目標① 防止：教育やアウトリーチ、実用的な解決策を提供することで海洋ごみを防止。
- 目標② 除去：自然資源、航行安全及び経済への影響を大幅に削減するために海洋ごみの除去を支援。
- 目標③ 研究：海洋ごみの世界的知見を改善するために科学コミュニティを支援。
- 目標④ モニタリング及び探知：施策決定に情報提供出来るよう、海洋ごみ探知及び沿岸モニタリングデータ・成果物・ガイダンスを創出及び共有。
- 目標⑤ 対応：調整及び科学的支援を通して重大で突発的な海洋ごみ事案の影響に準備、対応、回復する。
- 目標⑥ 調整：地方、地域、国、及び国際レベルでのコミュニケーション、計画、関与及び情報共有を通じて海洋ごみ対策活動の調整を行う。

## ⑧米国 : Trash Free Waters

主に陸上由来の海洋ごみに対処するための自主的プログラム。関係者を巻き込むことを中心とし、国内外のコミュニティの取組を支援している。

開始年・期間 2013年開始

### 内容

- 陸域から水域へのごみの流入の防止を目的としたプロジェクトに対する技術的・資金的な支援を行う。具体的には、ごみの捕集、発生源での削減対策、食品業界から発生するごみの削減、コミュニティの関与、研究調査に関するプロジェクトに対して支援が行われている。
- 関係者に向けた有益な情報を提供するため、以下のツールや資料を発信している。
  - 様々な廃棄物管理対策の費用及び効果に関するベストプラクティス
  - ごみの流入に関連する雨水管理に関する規定（予定）
  - ごみの汚染の特徴化を可能にするごみの評価手法

### 実績

200以上のプロジェクトに対する技術的・資金的な支援を実施。具体的には、当該支援の下、33の州、ワシントンDC、3つの米国領で、ごみ捕集に関するプロジェクトや、マイクロプラスチックのホットスポットのモデリングに関するプロジェクト等が実施された。

# ⑨米国：RCRA 自主的プログラム

EPAが、RCRAの下で、電子機器チャレンジ、WasteWise、Wrap Recycling Action Program(WRAP)、America Recycles等の自主的プログラムを推進

## 開始年・期間

2012年(電子機器チャレンジ)、2019年で25周年(WasteWise)、2016年(EPAがWRAP協定締結)、2018年11月に第1回America Recyclesサミットを開催

## 対象

- 電子機器チャレンジ：電子機器メーカー・ブランドオーナー・小売店、●WasteWise：企業、政府、NGO、●WRAP：米国化学工業協会(ACC)、Sustainable Packaging Coalition (SPC)、●America Recycles：企業、政府、NGO

## 内容

- 電子機器チャレンジ：EPAが電子機器の回収・リサイクル実績、及び革新的な資源管理(プラ再生材のクローズド循環や再生可能な包装材の使用など)に優れた企業を毎年表彰。
- WasteWise：企業・政府・NGOが廃棄物の削減、環境フットプリントの実践、持続可能な物質管理を含むビジネスモデルを実証。EPAが優れた成果を挙げた主体を表彰。
- WRAP：EPAがプラ製フィルムのリサイクルに向けてACC及びSPCとMOUを締結し、実現に向けて対話。
- America Recycles：EPAと44の利害関係者がリサイクルシステムにおける4つの課題(地域貢献/教育の改善、資源管理インフラの促進、資源管理市場の拡大、測定の強化)に取り組むことを約束。

## 実績

- 電子機器チャレンジ：2017年DellとLGを表彰。●WasteWise：2018年にL Brands等を表彰。●America Recycles：4つのワークショップを開催し、各課題分野における短期及び長期の活動を特定。